



島根県報

平成26年8月29日（金）

第2,627号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

保安林の指定	（森 林 整 備 課）	2
公有水面埋立ての竣功認可	（漁港漁場整備課）	2
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（中 小 企 業 課）	3

【訓 令】

島根県公印規程の一部改正	（総 務 課）	4
--------------	---------	---

告 示**島根県告示第489号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成26年 8 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

出雲市佐田町八幡原字瀧ノ頭1015、1018-1、1019-1、1019-2、1020、1021、1023

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第490号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを竣功認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年 8 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 竣功認可の年月日

平成26年 8 月20日

2 竣功認可を受けた者

松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 溝口善兵衛

3 埋立区域の位置、区域及び面積

(1) 位置

隠岐郡隠岐の島町加茂津井ノ元1429番から同1428番に至る地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑥の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 加茂港沖防波堤灯台（北緯36度10分23.0秒、東経133度16分48.4秒）から、359度19分05秒、1,084.02メートルの地点

②の地点 ①の地点から299度01分53秒、8.11メートルの地点

③の地点 ②の地点から29度21分38秒、128.08メートルの地点

④の地点 ③の地点から119度24分56秒、0.53メートルの地点

- ⑤の地点 ④の地点から29度07分29秒、1.11メートルの地点
⑥の地点 ⑤の地点から115度25分09秒、13.99メートルの地点
⑦の地点 ⑥の地点から21度44分01秒、0.62メートルの地点
⑧の地点 ⑦の地点から112度38分02秒、24.22メートルの地点
⑨の地点 ⑧の地点から211度36分59秒、5.48メートルの地点
⑩の地点 ⑨の地点から200度16分44秒、10.09メートルの地点
⑪の地点 ⑩の地点から205度46分08秒、10.01メートルの地点
⑫の地点 ⑪の地点から216度13分19秒、10.17メートルの地点
⑬の地点 ⑫の地点から212度39分39秒、10.03メートルの地点
⑭の地点 ⑬の地点から205度43分03秒、10.00メートルの地点
⑮の地点 ⑭の地点から216度57分31秒、4.00メートルの地点
⑯の地点 ⑮の地点から236度11分56秒、6.72メートルの地点
⑰の地点 ⑯の地点から234度41分21秒、8.24メートルの地点
⑱の地点 ⑰の地点から256度48分58秒、3.76メートルの地点
⑲の地点 ⑱の地点から221度20分51秒、10.20メートルの地点
⑳の地点 ⑲の地点から221度08分58秒、10.16メートルの地点
㉑の地点 ㉑の地点から208度59分03秒、7.04メートルの地点
㉒の地点 ㉒の地点から249度50分18秒、3.97メートルの地点
㉓の地点 ㉓の地点から216度18分26秒、4.03メートルの地点
㉔の地点 ㉓の地点から254度28分55秒、8.48メートルの地点
㉕の地点 ㉔の地点から171度52分58秒、2.51メートルの地点
㉖の地点 ㉕の地点から251度09分02秒、10.75メートルの地点

(3) 面積

4,025.46平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 免許の年月日及び番号

平成13年 5 月 31 日 指令12漁港第25号の 3

5 縦覧場所

島根県農林水産部漁港漁場整備課、隠岐支庁水産局及び隠岐の島町役場

島根県告示第491号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成26年 8 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジュンテンドー新六日市店 島根県鹿足郡吉賀町六日市951番外

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
株式会社ジュンテンドー 代表取締役社長 飯塚 正 島根県益田市下本郷町206番地5
株式会社丸久 代表取締役社長 田中 康男 山口県防府市大字江泊1936番地
- (3) 変更しようとする事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 午前9時から午後8時まで ((株) ジュンテンドー)
午前9時から午後9時まで ((株) 丸久)
(変更後) 午前9時から午後8時まで ((株) ジュンテンドー)
午前8時から午後9時まで ((株) 丸久)
- (4) 変更の年月日
平成26年 8 月20日
- 2 届出年月日
平成26年 8 月19日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所
吉賀町産業課 (鹿足郡吉賀町柿木村柿木500番地1)
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
- (1) 意見書の提出先
松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
- (2) 意見書に記載すべき事項
ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
イ アの記載事項についての公表の意思の有無
ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
エ 意見の内容
オ 意見を述べる理由
- (3) その他
意見書に記載する氏名は、自署によること。

訓**令****島根県訓令第6号**

本 庁
地方機関

島根県公印規程 (平成元年島根県訓令第4号) の一部を次のように改正する。

平成26年 8 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表第1 県印の項及び知事印の項中「県土整備事務所各事業所 (大田事業所を除く。)」を「県土整備事務所各事業所」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年 8 月29日から施行する。